

○沼津市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示
平成16年3月30日告示第24号

改正

平成24年3月28日告示第72号
平成29年8月28日告示第275号
平成30年3月12日告示第40号
令和2年12月14日告示第365号
令和5年3月14日告示第40号

沼津市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、沼津市が発注する建設工事の請負又は工事に係る測量、調査、設計若しくは監理等の建設工事関連業務の委託、物品（物品の購入、製造請負、借受及び売払をいい、学校給食用物資に係るものを除く。以下同じ。）及び役務（保守管理等をいう。以下同じ。）に係る競争入札に参加することができる者の資格を次のように定める。

1 一般の建設業者の競争入札参加資格

（一般の建設業者の競争入札参加資格）

（1）建設工事の競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、建設業法第27条の23第1項の規定による審査の申出がなされていること。

ウ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事を入札参加申請書（以下「申請書」という。）が受理された日の属する月の初日（以下「基準日」という。）の直前2年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営んでいること。

（格付と発注基準金額）

（2）前号に定めるほか、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事の競争入札参加資格を有する者は、それぞれ次の表に掲げる工事の種類ごとの金額（以下「発注基準金額」という。）の区分に応じ、同表等級の欄に掲げる等級に格付された者とする。ただし、指名競争入札において特に必要があると認める場合においては、入札に付そうとする工事の施工箇所の近傍に事務所又は事業所を有する者であって、発注基準金額に対応する等級の直近上位等級に格付された者及び工事成績が著しく優秀な者であって、発注基準金額に対応する等級の直近上位等級及び直近下位等級に格付された者も加えることができる。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
A	2,000万円以上	5,000万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上
B	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満
C	500万円以上 2,000万円未満	2,000万円未満			
D	1,000万円未満				

（建設工事入札参加申請書の提出）

（3）建設工事の競争入札に参加しようとする者は、申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

（競争入札参加資格の認定）

（4）競争入札参加資格の認定は、申請書に基づき審査、評定することにより行うものとし、競争入札参加資格の格付の方法その他必要な事項は、別に定める。

（定期の審査等）

(5) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。また、定期の審査を行った年の翌年度には、期日を定めて追加の審査を行うものとする。

(適用除外)

(6) 第2号の規定は、次のいずれかに該当する工事については適用しないことができる。

ア 災害復旧工事等

イ 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事

ウ その他市長が特に必要があると認める工事

(資格の有効期間)

(7) 競争入札参加資格の有効期間は、次に掲げる期間とする。

ア 定期の審査を受けた者に係る資格の有効期間は、基準日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

イ 追加の審査を受けた者に係る資格の有効期間は、基準日以後の別に定める日から次の定期の審査を行う日の属する年度の末日までとする。

2 共同企業体の競争入札参加資格

(共同企業体の競争入札参加資格)

(1) 競争入札参加資格を有する共同企業体は、次の要件を備えた者とする。

ア 沼津市が指定する特定の工事を施工することを目的とすること。

イ 各構成員が沼津市の競争入札参加資格を有していること。

(申請書の提出)

(2) 競争入札に参加しようとする共同企業体は、申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

(3) 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、第1項第4号の例による。

3 建設工事関連業務の委託業務の競争入札参加資格

(建設工事関連業務の委託業務の競争入札参加資格)

(1) 建設工事関連業務の委託業務の競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる業種ごとに、競争入札に参加しようとする業務と同一種類の業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者とする。ただし、営業に関して法律上登録を受けていることが必要とされる建設工事関連業務について当該登録を受けていない者は、競争入札参加資格を有しないものとする。

ア 測量業務

イ 建築関係の建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは管理又は土木関係に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言を行なう業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関するものをいう。）

ウ 土木関係の建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。）

エ 地質調査業務

オ 補償関係コンサルタント業務

(入札参加申請書の提出)

(2) 建設工事関連業務の業務委託の競争入札に参加しようとする者は、申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

(3) 競争入札参加資格の認定は、申請書に基づき、審査、評定することにより行うものとする。

(定期の審査等)

(4) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。また、定期の審査を行った年の翌年度には、期日を定めて、追加の審査を行うものとする。

(資格の有効期間)

(5) 競争入札参加資格の有効期間は、次に掲げる期間とする。

ア 定期の審査を受けた者に係る資格の有効期間は、基準日の属する年度の翌年度の4月1日か

ら2年間とする。

イ 追加の審査を受けた者に係る資格の有効期間は、基準日以後の別に定める日から次の定期の審査を行う日の属する年度の末日までとする。

4 物品等の競争入札参加資格

(物品等の競争入札参加資格)

(1) 物品及び役務(以下「物品等」という。)の競争入札参加資格を有する者は、競争入札に参加しようとする物品等と同一種類の業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において受注又は受託した実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者とする。

(入札参加申請書の提出)

(2) 物品等の競争入札に参加しようとする者は、申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

(3) 競争入札参加資格の認定は、申請書に基づき、審査、評定することにより行うものとする。

(定期の審査等)

(4) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。また、定期の審査を行った年の翌年度には、期日を定めて、追加の審査を行うものとする。

(資格の有効期間)

(5) 競争入札参加資格の有効期間は、次に掲げる期間とする。

ア 定期の審査を受けた者に係る資格の有効期間は、基準日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

イ 追加の審査を受けた者に係る資格の有効期間は、基準日以後の別に定める日から次の定期の審査を行う日の属する年度の末日までとする。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示の廃止)

2 沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(昭和58年沼津市告示第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示施行の際、現に廃止前の沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示の規定に基づいて認定された参加資格は、当該参加資格の有効期間内に限り、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日告示第72号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成29年8月28日告示第275号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月12日告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月14日告示第365号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(令和5年3月14日告示第40号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。